様式第 34 号ア（申請面積が 4ha 以下の場合（知事））

ご　注　意
申請者の住所及び氏名並びに、申請土地の所在、地番、地目及び面積は、正確に記載してください。

農業委員会受付	広域振興局等受付

照　合	登記事項証明書	照合責任者印	

農地法第５条の規定による許可申請書

関連条項

岩手県知事　　様

年　　月　　日

申　請　者	現　住　所	職　業	氏　名	印
譲受（借）人			農家番号 （　　歳）	
譲渡（貸）人			農家番号 （　　歳）	

注）申請者は、農家番号の記載を要しない。

農地（採草放牧地）を転用するため、「　　」を「　　」したいので、申請します。

記

１　許可を受けようとする土地の表示等

所在地番	地目 登記簿	地目 現況	面積 ㎡	10ａ当たりの普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 耕作者氏名又は名称
合　計	筆					

２　転用計画

⑴転用事由の詳細	（用途）	（事由の詳細）
⑵事業の操業期間又は施設の利用期間		年　　月　　日（許可の日）から　　年間

⑶　転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要

工事計画	名称	第１期（　年　月～　年　月） 棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	第２期（　年　月～　年　月） 棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	合計 棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡
土地造成										
建築物又は工作物										
計										

３　権利を「　　」しようとする契約の内容

区分		内容		
売買 贈与 交換	賃貸借 使用貸借		時期（賃借期間）	
			対価（賃借料）	㎡当たり　　円（総額　　円）
			対価（賃借料）の支払方法・時期	
			その他（特記事項）	

４　転用の目的に係る事業の資金計画

	所要資金　円	自己資金　円	借入資金	
総額			（借入先）	円
内訳 土地購入費				
内訳 工事費				
内訳 その他				

５　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

⑴　被害の内容	
⑵　防除施設の内容	

６　その他参考となる事項

添付書類⑴　申請土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）（１部）
⑵　譲渡（貸）人の印鑑証明書（１部。ただし、農業委員会が必要と認める場合に限る。）
⑶　申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面（１部）
⑷　申請土地の地番、地目及び隣接土地の状況を表示する図面（１部）
⑸　申請土地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、施設物間の距離を表示する図面（配置図）
⑹　申請土地が土地改良区内にある場合は、その土地改良区の意見書
⑺　法人にあっては、定款、寄附行為及び法人の登記事項証明書
⑻　その他関係書類

許　可　指　令　書

指令　　第　　号

この申請は、下記により許可します。

年　　月　　日

岩手県知事　　印

記

１　条件　⑴　申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
⑵　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

２　注意事項　⑴　申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工と時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 51 条第１項の規定によりその許可を取消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。
⑵　所管農業委員会の発行する農地転用許可済証を申請地に提示してください。
⑶　申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ないときは、事前に所管農業委員会を経由して承認を受けてください。

３　教示　⑴　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に審査請求書（同法第 19 条第２項に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を提出して、審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の２第２項に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び岩手県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
⑵　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は岩手県知事となります。）、提起することができます。なお、上記⑴の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑶　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときには、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

（A3）